報

公

条

毎週火・金曜日発行



秋田県部制設置条例の一部を改正する条例 (五〇・総務課)... 市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例(五一・市町村合併支援 \blacksquare 例 次 3 ページ : 2

秋田県部制設置条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第五〇号)

の 号 C 公 例

のさ あれ らた

ま

- 題名を秋田県部等設置条例に改めることとした。
- 部を置くこととした。 (第一条関係) 知事公室及び学術国際部を置くとともに、総務部と企画振興部を統合し総務企画
- 化部の分掌事務に地域づくり活動の推進に関する事項を加えることとした。 知事公室、総務企画部及び学術国際部の分掌事務を定めるとともに、生活環境文

3

条関係)

2

この条例は、 平成一七年五月九日から施行することとした。

置条例(昭和四三年秋田県条例第四六号)ほか七条例について所要の規定の整理を行 北秋田郡比内町及び同郡田代町の区域の大館市への編入に伴い、 市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例(秋田県条例第五一号) 秋田県行政機関設

行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。 秋田県部制設置条例の一部を改正する条例 (平成一七年秋田県条例第五〇号) の施 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例 (秋田県条例第五二号)

秋

田

県

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例 (五二・議員提出)..............4

うこととした。

第一

条中

¥

(5)

平成十七年五月六日

秋田県条例第五十号

秋田県部制設置条例の一部を改正する条例

秋田県部制設置条例 (昭和五十六年秋田県条例第二号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県部等設置条例

「部を」を「部等を」に、 「総務部

を 知事公室 総務企画部

企画振興部

学術国際部

に改める。

第二条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「部」を「部等」に改め、 同条第一号中「総務部」を「知事公室」に改め、同号(及びにを次のように

県政の運営の基本的な方向付けに関する事項

改める。

(二) 特定の課題の調査及び調整に関する事項

第二条第一号中闫を削り、四を闫とし、国を四とし、 穴を田とし、 同条第二号中「企画振興部」を「総務企画部」に改め、 同号四を次のように改める。

四) 職員の人事及び福利厚生に関する事項

第二条第二号に次のように加える。

(五) 議会に関する事項

(六) 予算、税その他の財務に関する事項

第二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、 同条第四号中国を出とし、四を国とし、三を四とし、二を三とし、一の次

に次のように加える。

地域づくり活動の推進に関する事項

2

秋田県知事

寺

田 典

城

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 学術国際部

- 科学技術の振興に関する事項
- 高等教育に関する事項
- 国際交流に関する事項

(=:) (.:.)

(FA)

情報化の推進に関する事項

統計に関する事項

(H)

附 則

この条例は、平成十七年五月九日から施行する。

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五十一号

市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例

(秋田県行政機関設置条例の一部改正)

第一条 秋田県行政機関設置条例 (昭和四十三年秋田県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表秋田県大館保健所の項中「、北秋田郡のうち比内町、 田代町」を削り、 同表秋田県北秋田保健所の項中「北秋田郡上小阿仁村」 を

「北秋田郡」に改める。

(保健医療福祉協議会条例の一部改正)

第二条 保健医療福祉協議会条例(平成十六年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県大館鹿角地域保健医療福祉協議会の項中「北秋田郡のうち比内町及び田代町」を削り、 同表秋田県鷹巣阿仁地域保健医療福祉協議

会の項中「北秋田郡上小阿仁村」を「北秋田郡」に改める。

(秋田県公害防止条例の一 部改正

第三条 秋田県公害防止条例 (昭和四十六年秋田県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の備考4中「附表」を「付表」に改め、 同表の附表中「附表」を「付表」に改め、 同表第二種水域の項中「北秋田郡比内町」を「大館市」

に改める。

(秋田県花き種苗センター条例の一部改正)

第四条 秋田県花き種苗センター条例 (平成九年秋田県条例第二十四号) の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和町総合開発株式会社」を「昭和総合開発株式会社」に改める。

(秋田県流域下水道設置条例の一部改正)

第五条 秋田県流域下水道設置条例 (昭和五十七年秋田県条例第二十二号) の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県米代川流域下水道の項中 「北秋田郡比内町及び田代町」を削る。

(秋田県立特殊教育学校設置条例の一部改正)

第六条 秋田県立特殊教育学校設置条例 (昭和三十九年秋田県条例第十五号) の一部を次のように改正する。

一条の表秋田県立比内養護学校の項中 「北秋田郡」を「大館市」に改める。

(秋田県警察組織条例の一部改正)

第七条

秋田県警察組織条例

(昭和二十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県大館警察署の項中 北秋田郡のうち を削り、 同表秋田県北秋田警察署の項中「北秋田郡上小阿仁村」を「北秋田郡」に改め、

秋

比内町、 田代町

同表秋

南秋田郡のうち 「南秋田郡」 に改める。

を

田県五城目警察署の項中

五城目町、 八郎潟町、 井川町、 大潟村」

(秋田県公営企業の設置等に関する条例の一部改正

第八条 秋田県公営企業の設置等に関する条例 (昭和四十一年秋田県条例第五十一号)

第二条第二項の表早口発電所の項中「北秋田郡田代町早口」を「大館市早口字早口沢」に改め、同表山瀬発電所の項中「北秋田郡田代町」を「大館

の

一部を次のように改正する。

市 に改める。

附 則

平成17年5月6日(金曜日)

この条例は、 平成十七年六月二十日から施行する。 ただし、 第四条の規定は、 公布の日から施行する。

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成十七年五月六日

秋田県条例第五十二号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

附 則第二条第一号中「総務部、企画振興部」を「知事公室、総務企画部、学術国際部」に改める。秋田県議会委員会条例(昭和三十二年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

この条例は、平成十七年五月九日から施行する。

秋田県知事 寺田 典 城

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 所 株式会社 松 原 印 刷 社 所 版 印 刷 社

